

地域福祉事業所における

災害時対応利用者データベース作成の試みと考察

中島ともみ^{*、1)}、笈 重和²⁾、金森 雅誌³⁾、佐野 有香³⁾

¹⁾聖隷クリストファー大学、²⁾あいち福祉医療専門学校、³⁾わかばりハビリセンター

【はじめに】平成 17 年 9 月に起きた台風 14 号では、九州、中国、四国地方を中心に記録的な大雨をもたらし、同時多発的に被害が発生した。この時、同地方では事前に消防局、福祉関係部局等の間で要支援者情報の共有を検討していたが、手上げ方式（自己申請方式）で集められた情報は、未登録者が多数存在し、一部混乱が生じた（丸山, 2006）。そして平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、介護保険施設等も甚大な被害を受け、その利用者にも被害が報告されている。これらの状況から、平成 24 年には、厚生労働省老健局総務課・高齢者支援課・振興課・老人保健課が、各都道府県の指定都市・中核都市の介護保険担当主管部(局)宛に、介護保険施設等における防災対策の強化について通達を发出している（平成 24 年 4 月 20 日付 老総発 0420 第 1 号・老高発 0420 第 1 号・老振発 0420 第 1 号・老老発 0420 第 1 号）。この通達では、介護保険施設や介護サービス事業所等は、自力避難困難な方々も多く利用していることから、災害に備えた十分な防災対策を講じる必要があると述べられ、速やかな対応が求められていた。そして現在、様々な団体が、緊急時情報シートやキッドを提案し、災害時に必要な情報は何かと要支援者に向けて情報を発信している。また、行政においても関連する福祉制度間での情報共有のシステムは整いつつある。しかし、要支援者自身は、それら災害時に知っておくべき自分自身の情報を管理しきれていない状況がある。支援する側の積極的な関わりが必要と考えられるが、どのような情報について支援が必要か把握することが必要であると考えられた。

【目的】本研究の目的は、地域福祉事業所における災害時対応で重要とされる、要支援者の安否確認とニーズ把握を的確に速やかに行うためのシステムを作成する上での情報管理の問題点を明らかにすることである。特に要支援者自身の情報管理に着目を置いた。

【方法】災害弱者安全指導調査台帳（内閣府）、救急医療情報用紙（全国高齢者救急医療キット協議会）、緊急時情報シート（東日本大災害リハビリテーション支援関連 10 団体）、サバイバルカード（社団法人 日本内科学会専門委部会）、個別支援計画聞き取り用紙（公益財団法人 難病医学研究財団/難病情報センター）の 5 種の災害時・緊急時における要支援者情報共有項目表を質的に比較検討し、それらの情報項目を「手上げ方式」の情報収集で行える情報、「同意方式」が適当と考えられる情報、「関係機関共有方式」が適当と考えられる情報に分類した。

【結果】「手揚げ方式」に分類した項目は、要支援者にとって身近で手に入りやすい情報で、個人情報のうちでも、他者に開示しやすい項目が分類された。「同意方式」に分類された情報は、専門家の視点で評価される情報であった。「関係機関共有方式」が適当と考えられる情報は、行政機関への問い合わせが必要な情報や、他者の個人情報を行政機関や本人に問い合わせる必要がある情報に分類された。

【考察・結論】本研究により、地域に住まう在宅の災害時要支援者が、防災において、要支援者自らが把握でき管理すべきと思われる情報を区別できた。今後は「同意方式」「関係機関共有方式」が適していると考えられる情報の積極的な収集と管理が、支援する側には必要と考えられた。また、「手上げ方式」で十分と考えられた情報においても抜け落ちが生じやすいと考えられる項目についても、その原因となる背景は何かを具体的に明らかにする必要があると考える。